

山口市公用車カーシェアリング導入事業に係る提案公募 実施要領

1 目的

この要領は、「山口市公用車カーシェアリング導入事業」に係る受託者を選定するためのプロポーザルに必要な事項を定めるもの。

2 実施方法

公募型プロポーザル

3 事業内容

(1) プロポーザルの名称

山口市公用車カーシェアリング導入事業

(2) 事業内容

「山口市公用車カーシェアリング導入事業仕様書」(以下、「仕様書」という)のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和12年1月31日まで

公用車の使用及びカーシェアリングサービスの実施期間は、令和7年2月1日から令和12年1月31日までの5年間とする。なお、契約後に車両の納車に遅延が発生する等で事業開始が遅れる場合は、受託者と協議の上、事業開始日を決定する。

(4) 実施場所

山口中央郵便局駐車場(詳細は仕様書のとおり)

(5) 提案上限額

10,560,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※カーシェア5年間3台分のリース代としての限度額

※令和7年度以降のリース代については、月額から計算した金額を予算額とする予定であるが、当該年度の予算が山口市議会において議決を受けた場合に限り、その予算の範囲内で事業を実施する。

4 プロポーザル方式採用理由

公用車カーシェアリングの導入について、専門的な知識及び実績を有する事業者を広く募り、本事業を円滑に実施するために最も適切な事業者を、企画提案の内容や価格等を総合的に評価するため、公募型プロポーザル方式による選定を採用する。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 契約締結時点において、山口市の競争入札参加資格を有し、かつ、令和6年度の物

品・業務委託競争入札参加資格者名簿に区分52「リース・レンタル」のコード07「車両船舶類」の営業種目で登録されていること。

なお、本要領の公表時点において登録のない者が上記を満たすためには、令和6年10月15日(火)までに山口市契約監理課へ競争入札参加資格の申請を行う必要がある。

- (3) プロポーザル参加意向申出書の提出期限(令和6年9月30日(月))から契約締結までの間において、山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続きの申立てをした者でないこと。ただし、更生手続き開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者を除く。
- (5) 複数事業者による共同での提案は可能であるが、いずれの事業者も上記の要件を満たすこととする。

6 プロポーザルスケジュール(予定)

実施要領等の公表	令和6年9月11日(水)
参加意向申出書の受付期間	令和6年9月11日(水)～9月30日(月)午後5時まで
質問の受付期間	令和6年9月17日(火)～9月20日(金)午後5時まで
質問に対する回答期限	令和6年9月26日(木)
参加資格審査結果通知	令和6年10月1日(火)～10月4日(金)まで
提案書受付期間	令和6年10月7日(月)～10月18日(金)午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和6年10月28日(月)または10月29日(火)予定
審査結果の通知	令和6年11月上旬

7 参加意向申出書の提出

本公募への参加を希望する者は、下記のとおり提出すること。

- (1) 提出様式及び部数
 - 参加意向申出書(様式第1号) 1部
 - 共同チーム(複数の事業者による提案)の場合は、共同提案事業者一覧(様式第1-1号)、共同提案事業者届(様式第1-2号)も併せて提出すること。
- (2) 提出期限
 - 令和6年9月30日(月)午後5時まで
 - 持参による場合の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- (3) 提出先
 - 山口市総務部管財課
- (4) 提出方法

持参又は郵送(提出期限内必着)

(5)参加資格の通知等

参加意向申出者については、その参加資格を確認し、令和6年10月1日(火)から10月4日(金)までに参加資格確認結果通知書(様式第2号)により通知する。

8 質問及びそれに対する回答

質問がある場合は、下記のとおり提出すること。

(1) 質問の提出方法

① 提出書類

質問書(様式第6号)

② 提出方法

電子メール(受付期限内必着)

③ 受付期限

令和6年9月20日(金)午後5時まで

④ 提出先

山口市総務部管財課

E-mail:kanzai@city.yamaguchi.lg.jp

件名は「山口市公用車カーシェアリング導入事業に係る提案公募の質問書」

(2) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、集約したものを、質問者名を伏せて、令和6年9月26日(木)までに本市の公式ウェブサイト内で公表する。

ただし、簡易な質問等については、市公式ウェブサイトで公表せず、電話等により個別に回答する。

9 提案書等の提出

参加資格確認結果通知により参加資格を有すると認められた者が提出すること。

(1) 提出書類

① 提案書提出届(様式第4号)

② 同種、類似の業務実績が分かるもの(任意様式)

- ・ 本市内と市外の実績を分け、実施場所を明確にすること。

③ 提案書(任意様式)

- ・ 「3 事業内容」を踏まえ、作成すること。

④ 会社概要(任意様式)

- ・ パンフレット等で可

⑤ 見積書(任意様式)

- ・ 別紙仕様書を踏まえ、見積額を算出し提出すること。見積額については、5年間のリース代総額と、月額がわかるようにしたものを提出すること。

※ 本事業は、国の「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱(令和4年3月 30 日環政計発第 2203301 号)(以下、「国交付要綱」という。)」第1条に規定する、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)の該当事業である。

※ 見積額の算出に当たっては、国交付要綱及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(以下、「国実施要領」という。)、別紙1・先行地域対象事業要件、別表1-4・対象経費を確認の上、次に掲げる内容を踏まえて算出すること。

(1)通信・制御機器、充放電設備又は充電設備と合わせて、外部給電が可能なプラグインハイブリッド自動車(「CEV 補助金」の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。)であること。

(2)新車であること。※当該車両については、「CEV 補助金」との併用は不可。

(3)本事業は、国実施要領(別紙1・先行地域対象事業要件)のうち、「2. 交付対象事業の内容」「ウ 省 CO2 等設備整備」「(セ)EV 自動車(カーシェア)」に該当するものであり、1台当たり上限 60 万円(ただし、車体価格の1/3の方が低い場合は、その額が上限)が国から交付金として交付されるものである。

(4)(3)の交付金と同額を市がリース事業者に対して交付する。

(5)リース事業者は、交付金額相当分をリース料金から控除すること。

(6)充電設備の設置は本市が行うことから、リース代金に含まないこと。

⑥ リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を提出すること。

環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金に係る各種規程類は、以下の URL から御確認いただけます。

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/#about>

(2) 書類作成上の留意事項

① 具体的な内容を把握することができるよう、図や表などを用いて、事業の内容や事業展開を分かりやすく記載すること。

② 文字サイズは11ポイント以上とする。ただし、図表中に使用する文字についてはこの限りでない。

③ A4版を原則とする。資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。

④ 提案書類一式を上記(1)①～⑤の順番に並べてフラットファイルに綴じ、インデックスを貼ること。

(3) 提出方法及び部数

持参又は郵送(提出期限内必着)により8部(正本1部、副本7部)提出すること

(4) 提出期限

令和6年10月18日(金)午後5時まで

持参による場合の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(5) 提案書の内容

提案は、次の項目について行うこと。また、提案内容は仕様書の内容を踏まえたものであること。

次の(ア)から(ス)までを必要事項として提案に含めること。

(ア) 実施方針

- ・提案の基本方針・概要等について
- ・導入するシステム詳細、構成図について

(イ) 駐車場の環境整備について

- ・駐車場において、カーシェアであることがわかる表示などについて
- ・必要に応じて環境整備に関する事項など

(ウ) 車両の調達について

- ・導入する車両の仕様(パンフレットで可)について
- ・車両の調達時期(サービス開始日から確実に実施できるという説明)

(エ) 公用車としての利用について

- ・本市の職員が公用車として利用する際の手順を記載すること。
- ・導入する車両の充電時間等を考慮し、カーシェアとの切り替えの時間帯を記載すること。
- ・事故発生時のスキーム(補償内容や手順)などについて

(オ) カーシェアリングサービスの運営方法について

- ・車両の施錠・開錠、利用登録・予約方法・料金精算・決済など利用者の手続きや手順、料金体系などのシステム、問合せ・利用方法・利用者のサポート体制、緊急時・トラブルへの対応、事故発生時のスキーム(補償内容や手順)などについて

(カ) 車両の保守点検・維持管理に関すること

- ・安全対策、防犯対策、定期点検整備及び継続検査、法定定期点検整備、タイヤ等の一般消耗品の交換、油脂類の交換・補充、故障修理、日常点検、清掃、必要に応じた代用車の用意などについて

(キ) カーシェアリングサービス利用促進のための業務

- ・周知及び広報の方法、カーシェアリングの効果的な運営に関することについて

(ク) 利用状況及びその効果に関すること

- ・カーシェアの利用回数、利用者数、走行距離、車両の稼働時間などのデータ収集と市への報告、及びその分析による課題検討や改善提案について

(ケ) その他事業によってもたらされる・期待される効果や独自提案

- ・外部給電機能を活用した災害時における車両の活用について

- ・その他、本事業を効果的に進めるための独自の提案、将来的な展開等

(コ) 事業実施体制図

- ・代表事業者名、構成関連事業者名を示し、複数の事業者での提案の場合は、それぞれの事業者の関係や役割分担を明確に示したもの。
- ・図には事業を実施する要員について示すこと。

(サ) スケジュール

- ・実施期間におけるスケジュール等を記載すること。
- ・事業者決定後から事業開始までのスケジュールを記載すること。

(シ) メンテナンス等の計画

- ・事業期間における維持管理・メンテナンス等(定期点検整備及び継続検査、法定定期点検整備等)についてのスケジュール等を記載すること。

(ス) 故障、緊急時の対応体制図

- ・損害保険の補償額、適用範囲、その他緊急時の対策等を記載すること。

10 受託候補者の選定

(1) 選定方法

提案書等に係るプレゼンテーションを踏まえ、あらかじめ定めた提案の評価基準に従い、「山口市公用車カーシェアリング導入事業」に係る評価委員会(以下「評価委員会」という。)において審議し、評価委員の評価点数の合計点が最も高い提案者を受託候補者の第一位として選定する。

ただし、最も高い評価点数が、本市の求める最低水準(得点総計の6割)に達していないと判断された場合は、この限りではない。

また、最も高い評価点数を獲得した提案者が複数となった場合は、各評価委員の最高評価点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には、同数の提案者の中から、多数決により選定する。

なお、参加意向申出者が多数となり、予定している日程内でのプレゼンテーション審査の実施に支障が生じると判断したときは、評価基準に基づく提出書類の審査を先行して実施し、プレゼンテーション審査を実施する者を選定することがある。

この場合、書類審査の結果を全ての参加意向申出者に対して通知するとともに、プレゼンテーション審査を実施する参加意向申出者に対しては、ヒアリング日時等を通知する。

(2) 評価基準

別紙の『「山口市公用車カーシェアリング導入事業」に係る提案書評価基準』に基づき、提案書等及びプレゼンテーションの内容を踏まえ評価を行う。

(3) プレゼンテーションの実施

① 実施日時・場所

令和6年10月28日(月)または10月29日(火)(予定)

山口市役所内会議室(山口県山口市亀山町2番1号)

日時・場所の詳細については、提案者数等により変更する場合もあるため、提案者毎に別途通知する。

② 実施時間

30分以内(提案説明20分以内、質疑応答10分以内)の予定

③ 出席者

3名以内

④ その他

ア プレゼンテーションの順番は提案書等の提出順とする。

イ モニター等については、山口市において用意するが、モニター等に接続するパソコン等については、提案者が用意すること。また、本市では、プレゼンテーション会場においてインターネット環境を準備しないため、インターネット環境については必要に応じて提案者において準備することとする。

ウ 説明は、企画提案書に基づいた内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。

(4) 審査結果の通知

評価委員会の報告を受け、審査委員会において、評価が適正に行われたことを審査及び確認した上で、評価委員会が第一位として決定した者を本公募の最優秀事業者として特定し、提案者すべてに結果通知書により通知するほか、市公式ウェブサイトで公表する。

11 契約の締結

「10 受託候補者の選定」で選定した受託候補者と協議し、契約手続きを進めるものとする。

なお、受託候補者が参加資格を満たさないことが判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の次点の者と順次交渉するものとする。

12 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先及び提出期限の各要件に適合しない場合
- (2) 提出書類が本要領に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不正な行為を行った場合
- (5) その他、社会通念に照らし失格に当たる事由があると認められる場合
- (6) 複数の提案をした場合
- (7) 見積が提案上限額を超える場合
- (8) プレゼンテーションに参加しなかった場合

13 その他留意事項

- (1) 提案者は、複数の提案をすることはできない。
- (2) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者は、参加意向申出書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出期限以後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。
- (6) 本公募に係る情報公開請求があった場合は、山口市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (7) 提案者が1者の場合でも本公募を実施する。

14 問合せ先

山口市総務部管財課

住 所：〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号

電話番号：083-934-2731

E-mail：kanzai@city.yamaguchi.lg.jp